

【9】 選考方法等

1 選考方法等の概要

(1) 第1次選考試験

ア 試験の配点とねらい

試験項目		配点	ねらい
筆答試験 (専門)	小学校教諭 特別支援学校教諭 養護教諭 栄養教諭	100点	教科・科目についての内容及び教科指導上の専門知識などを見ます。
	中学校教諭 高等学校教諭	150点	
筆答試験(教養)		50点	教職教養 ^{※1} (教職に関する知識と理解、学校教育に関する課題への認識等)及び一般教養に関する知識などを見ます。
その他 加点[上限は15点 ^{※2} です。]			

※1 生徒指導、特別支援教育、人権教育を含みます。

※2 小学校教諭、中学校教諭(英語)、高等学校教諭(英語)受験者については、英語以外の加点合計(上限15点)に、英語に係る加点分を加算します。

イ 選考方法

すべての試験項目について一定の基準を満たす受験者の中から、採用見込数の2~3倍程度を基本として総合的に選考します。

なお、高等学校教諭の「地理歴史」、「理科」においては、専門領域^{※3}ごとに選考します。

※3 第1次選考試験筆答試験(専門)受験の際に選択した科目を指します。

(2) 第2次選考試験

ア 試験の配点とねらい

試験項目	配点	ねらい
技能・実技試験	100点 ^{※4}	それぞれの校種等、教科・科目に応じて求められる指導上の専門的知識、専門技能などを見ます。
論述試験	50点 ^{※4}	教職に関する知識と理解、学校教育に関する課題の認識及び記述する力などを見ます。
面接(個人)	150点	教育に対する情熱と使命感、課題解決能力、豊かな人間性等を中心とした資質などを見ます。

※4 小学校教諭、特別支援学校教諭(小学部)の技能・実技試験は配点を30点とし、論述試験(配点50点)と合計した点数で選考します。

イ 選考方法

すべての試験項目について一定の基準を満たす受験者の中から、採用見込数の範囲内で総合的に選考します。

2 面接及び技能・実技試験の評価の観点等について

6月上旬から6月中旬に三重県教員採用のウェブサイト(<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>)に掲載します。

3 選考結果

(1) 第1次選考試験の合否は令和6年7月3日(水)に、合格者の受験番号を県庁玄関掲示板に掲示するほか、受験者全員に文書で通知します。また、併せて三重県教員採用のウェブサイトに掲載します。

(2) 第2次選考試験の合否を発表する日は、第2次選考試験時に通知します。発表方法は、第1次選考試験と同様とします。

(3) 受験者全員に合否とともに、試験項目ごとの得点を通知します。

【10】 採用及び勤務条件

1 採用

- (1) 第2次選考試験に合格した人の中から欠員の状況に応じて合格の有効期間内に採用します。合格した人の採用予定日は令和7年4月1日です。なお、合格の有効期間は令和7年4月1日から令和8年3月31日までとします。
- (2) 養護教諭及び栄養教諭のうち、本要項2頁【5】3 ※5、※6の該当者は、当該教諭普通免許状取得の時点で採用するものとし、それまでの期間は臨時的任用とします。
- (3) 地方公務員法第22条等の規定により、教諭については採用時から1年間、養護教諭及び栄養教諭については6ヶ月間を条件付採用とし、この間良好な成績で勤務したときに正式に採用するものとし、
- (4) 第2次選考試験に合格した人が大学院在学中で、教育職員免許状取得に係る課程修了を目的とした修学継続のため、修了後の採用を希望する場合は、本人の申出により合格の有効期間内で採用を留保します。なお、三重大学教職大学院の進学者にあっては、合格の有効期間を令和7年4月1日から令和9年3月31日までとし、その期間内で採用を留保します。
- (5) 選考試験に合格し、その後採用が内定した人であっても、次のア～エのいずれかに該当する場合は、採用資格を失います。

ア 学校教育法第9条または地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当することとなった場合

*下欄参照

イ 受験校種等及び教科・科目に係る教育職員免許状について、令和7年3月31日までに取得することができない場合、または令和7年4月1日に有効な免許となっていない場合(ただし、本要項2頁【5】3 ※5、※6の該当者については、令和7年3月31日までに、令和6年度中に実施される保健師国家試験の合格により得られる資格、または、栄養士資格を取得し、かつ「学力に関する証明書」に係る所定の単位を取得している者を除く。)

ウ 日本国籍を有しない人で、在留資格(教育)を必要とする人が、令和7年3月31日までにこれを取得できない場合

エ 採用を留保されている人が、合格の有効期間内に課程を修了することができない場合

*学校教育法第9条、地方公務員法第16条に定める欠格条項

- 禁錮以上の刑に処せられた者※
- 教育職員免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 教育職員免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※「禁錮以上の刑に処せられた者」には、以下の期間にある者も含まれる。

・禁錮以上の刑に付された執行猶予の期間

・禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得たときから、罰金以上の刑に処せられることなく10年を経過するまでの間

- (6) 加点申請にあたって虚偽の内容を申請した人(加点申請をしたにも関わらず結果的に資格等を取得できなかった人を含む)は、故意、過失の如何に関わらず、採用内定後であっても内定を取り消す場合があります。

2 勤務条件

(1) 給与

三重県の公立学校職員の給与に関する条例・規則に基づいて決定します。

《参考》

四年制大学の新卒者 251,953円(令和5年4月1日現在。今後変更される場合あり)

詳細は、三重県教員採用のウェブサイト(<https://www.pref.mie.lg.jp/KYOSYOK/HP/index.htm>)をご覧ください。

(2) 勤務時間

原則 8時30分～17時00分(月曜日～金曜日) 7時間45分